

化学肥料低減定着対策のごあんない

~化学肥料の低減を進める「地域の取組」を支援します~



肥料価格高騰対策事業の一環として、農家の皆様の「化学肥料の2割低減に向けた取組」の定着のため、堆肥等の散布に要する費用を支援します。

交付対象者

- 武雄市内に在住する
- ①堆肥等を散布する事業者
 - ②地域の農業者の組織する団体

対象となる取組内容

- ①堆肥等の散布を行う事業者が、同一地域内において複数の農業者を相手方に堆肥等の散布の契約をした場合
- ②地域の農業者の組織する団体が、堆肥等の散布を行う事業者と堆肥等の散布の契約をした場合

※国等の他の事業で同じ内容の取組に対して補助金等の交付を受けている場合は対象外となります。

(例) 産地交付金の耕畜連携助成(資源循環)の交付対象の場合

交付要件

- ・ 交付対象となる肥料
⇒肥料の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号「肥料法」という。)に基づく特殊肥料の堆肥のうち、国内で発生する動植物質を原料とするもの
- ・ 交付対象となる期間
⇒令和6年3月末日までに堆肥等の散布を行うもの

交付単価

- ・ 堆肥等散布: 4,000円/t以内

※牛糞堆肥は、1~2t/10aを想定しているため、適切な量を散布してください。

※申請額が交付金の予算額を超えた場合は、交付単価を減額して調整します。

⇒詳細については裏面へ

~事業の流れについて~

ステップ1 交付申請書の提出

- 提出書類・・・様式1（交付申請書）
- 提出期限・・・令和5年12月27日（水）
- 提出先・・・武雄市農業再生協議会事務局

武雄市農林課
JAさが武雄杵島営農経済センター（営農企画課）

※各事業者、または各団体ごとにまとめて提出してください

ステップ2 堆肥等の散布

ステップ3 実績報告書の提出

- ・提出書類
 - ①様式2（実績報告書）
 - ②散布圃場一覧（地名地番、面積、散布量、契約額、契約日、散布日時）
 - ③堆肥等の散布を契約した、または契約することが確認できる書類（契約書等）
 - ④散布した肥料が特殊肥料として登録や届出がある堆肥と確認できる書類
 - ⑤堆肥等の散布料金及び農業者の負担額の適正性を確認できる書類（事業者が申請の場合のみ）
- ・提出期限・・・令和6年2月7日（水）
- ・提出先・・・武雄市農業再生協議会事務局

武雄市農林課
JAさが武雄杵島営農経済センター（営農企画課）

※各事業者、または各団体ごとにまとめて提出してください

ステップ4 交付請求

ステップ5 交付金の支払い

- お問い合わせ先
武雄市農業再生協議会事務局
 - ・武雄市農林課
TEL：0954-23-9335
 - ・JAさが武雄杵島営農経済センター（営農企画課）
TEL：0954-26-8205